

令和4年第9回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和4年9月27日（火）第9回鹿沼市役所仮庁舎大会議室において開催した。

出席委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	7番 荻 原 俊 彦
8番 吉 高 神 勇	9番 廣 田 和 世	10番 奈 良 茂 男
11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄	13番 安 生 芳 子
14番 鈴 木 克 男	15番 神 山 卓 也	17番 大 森 用 子
18番 青 木 正 好		

(16名)

欠席委員

6番 川 田 武 雄 16番 廣 瀬 博

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇 賀 神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 事 渡 邊 恵 梨 子

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—
◎事務局長は、開会に先立ち、議案書5ページ16番の件について、売買の件の2筆あるうちの1筆の土地所有者の変更の修正を依頼した。

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前10時00分、第9回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

10番 奈良茂男 委員、18番 青木正好 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買4件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎吉高神 勇委員 1番の上殿町の件につきましては、譲渡人は小山市の●●さんから、譲受人上殿町の●●さんへの売買でございます。この土地につきましては農地法第3条による賃貸借で今まで借りておりましたが、報告事項の15ページにあるように賃貸借については合意解約し、改めて売買がなされるものでございます。よろしく申し上げます。

◎荻原俊彦委員 2番加園の件ですが、加園の●●さんから野尻の●●さんへの売買です。もともとこの土地と住宅が建っている宅地を、●●さんが●●さんから借りていたもので、今回宅地と畑を一括して購入したいということでした。事務局の説明の通り問題はありませんのでご承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 3番亀和田町の件は下都賀郡壬生町の●●さんから栃木市の●●さんへの売買です。この農地は前回3条許可した農地のすぐ北側になりまして、このたび売買が成立しました。周りの状況からみても問題はありませんのでご承認をお願いします。

◎大森用子委員 上永野の●●さんから●●さんへの売買です。この土地は●●さんの宅地の隣にありまして、周囲の状況から何ら問題はありませんので、ぜひご承認のほど宜しくお願い致します。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、亀和田町における●●さん申請の農業用施設（農機具収納庫、駐車場及びストックヤードへの転用については、東を水路、西を道路、南を宅地と道路、北を田に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが、農業振興地域計画の用途区分変更を行い農業用施設として利用されるものであります。以上、お手元の調査書どおり許

可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（青木正好委員） 9月20日の火曜日に私と奈良委員、事務局から橋本事務局長、宇賀神係長、田野井主査の計5名で現地確認をしてきました。南押原小学校から南へ約1.3km。亀和田北赤塚営農組合の倉庫がありまして、その前の田です。●●さんの田1,509㎡を農業用施設として転用する訳ですが、問題はないと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎鈴木克男委員 1番亀和田町の件は、●●さん申請の農業用施設拡張の為の転用です。事務局と現地調査員の報告の通り問題ありませんので、ご承認をよろしくお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番及び2番はいずれも栃窪における●●申請の太陽光発電設備への転用であり、一体の事業として実施することから一括して説明いたします。両申請地は土地所有者が異なるため申請が分かれております。申請地は東を畑、西を宅地、南を田、北を原野に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用においては、農地法施行規則第36条申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める、申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、甲種農地、いわゆる土地改良後8年を経過しない農地の面積の割合が5分の1を超えないこととすると定めがあり、今回の申請においては、申請地は土地改良区外の農地であり、総事業面積29,890㎡に対して、両申請地合計6,719㎡、農地比率が約22%であり、農地法施行規則に定める3分の1を超えないことから、不許可の例外に該当します。3番、栃窪における●●さん申請の園芸用土採取のための一時転用については、東を雑種地、西を宅地、南を道路、北を畑に囲まれた農地です。また申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。なお本件は、許可前にアスファルト舗装し土干場として利用されていたことから、始末書付きとなっております。4番及び5番は、いずれも板荷における●●申請の太陽光発電設備への転用であり、近隣地のため一括して説明いたします。申請場所は近隣地ですが、権利区分が異なることと太陽光発電設備設置の許可を個別に得ているた

め申請も分かれています。4番は、東側を山林と水路、西側を畑、南側を道路、北側を山林に囲まれた農地であり、売買による所有権移転を行います。5番は、東側を畑、西と南を道路、北を山林に囲まれた農地であり、賃借権を設定します。なお申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。6番、下沢における●●さん申請の駐車場への転用については、東を畑、西と北を雑種地、南を道路に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。7番、加園における●●さん申請の一般住宅敷地拡張及び事業用車両回転場への転用については、東を道路、西を畑、南と北を宅地に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。8番及び9番は、いずれも上久我における●●申請の、太陽光発電設備への転用であり、隣接しているため一括して説明いたします。申請場所は隣接していますが、太陽光発電設備設置の許可を個別に得ているため申請も分かれています。8番は、東と西と南を道路、北を畑と道路に囲まれた農地、9番は、東と南を道路、西と北を畑に囲まれた農地です。また両申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。10番及び11番は、いずれも上南摩町における●●さん申請の農地改良のための一時転用であり、一体の事業として実施することから一括して説明いたします。両申請地は、土地所有者が異なるため申請が分かれており、また両申請地の間には令和3年11月の農業委員会にて転用許可となりました太陽光発電設備事業地が挟まれており、その発電所敷地を含めた合計約5,700㎡を造成し平坦化する計画となっております。10番は東を水路、西を道路、南を雑種地、北を畑に囲まれた農地、11番は東と南を畑、西を道路、北を雑種地に囲まれた農地です。また両申請地は第2種農地・その他の農地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。なお完了後は、シイタケ、観葉植物、ニラ等をハウス栽培する計画となっております。12番、上石川における●●さん、●●さん申請の一般住宅への転用については、東と南を畑、西を道路、北を宅地に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。13番、上石川における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東と西を畑、南を道路、北を雑種地に囲まれた農地です。また両申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。14番、南上野町における●●申請の工事用仮設事務所、資材置場及び駐車場への一時転用については、東と西と北を畑、南を道路に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。15番、亀和田町における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を畑、西と北を鉄道、南を道路と雑種地に囲まれた農地です。本申請は令和3年10月の農業委員会にて許可となりました転用につきまして、当初の事業面積から247㎡を追加拡張し、総面積を1,231㎡とする変更申請となっております。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。16番から18番の3件は、いずれも亀和田町における太陽光発電設備への転用であり、隣接しているため一括して説明いたします。申請場所は隣接していますが、太陽光発電設備設置の許可を個別に得ているため申請も分かれています。16番は●●、17番は●●さん、18番は●●さんの申請です。3つの申請

地は隣接しており、東を畑、西と北を水路、南を道路と雑種地に囲まれた農地です。また申請地は第2種農地・その他の農地に区分されます。19番、亀和田町における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を水路、西と南を道路、北を田に囲まれた農地です。また申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。なお本件は許可前に同目的に使用されていたことから始末書付きとなっております。20番、藤江町における●●申請の園芸用土採取のための一時転用については、東と西を道路、南と北を畑に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。21番、口栗野における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を田、西を水路、南を田、北を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。22番、深程における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東と北を畦畔、西を雑種地及び宅地、南を畑及び雑種地に囲まれた農地です。また申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、5条転用22件となります。お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（青木正好委員） 議案第3号ですが私が1番から11番まで、12番からは奈良委員にお願いをいたします。関連している項目が多いので合わせて報告したいと思います。まず1番と2番ですが栃窪における太陽光発電設備への転用で、譲渡人●●さんと●●さんは親子で、合わせて6,719㎡の畑です。両方とも賃借権設定での太陽光発電設備ですが、段々畑のような所で周りが原野と山林になっていまして、別段問題はないと思います。次に3番、栃窪における園芸用土の一時採取です。譲渡人が3名おりますが、相続がされていないため相続人ということになります。園芸用土販売業の●●さんが園芸用土採取としての一時転用ですが、現状は草などが生えていますが一部にアスファルト舗装やごみがありまして、それらを撤去してからの園芸用土採取するということで始末書つきになっています。4番と5番は板荷における太陽光発電設備への転用ですが、1件は売買、1件は賃借権設定になります。持ち主は●●さんです。●●へ太陽光発電設備への売買と賃借権設定になります。県道脇の土地でして別段問題はないと見てまいりました。6番、下沢における駐車場用地への転用ですが、市立西小学校から北西約3.3kmのところにあります。譲渡人が●●さん、譲受人が●●さんで二人は親子になります。●●さんはキャンプ場を営んでおられて、キャンプ場のお客さま用駐車場として、畑を駐車場にしたいということで申請がありました。別段問題はないと思われます。7番、加園の一般住宅敷地拡張及び事業用車両回転場ということで、売買による転用です。加蘇コミセンから北東へ約600mのところ。●●さんの土地を●●さんが買うということです。●●さんはそこで会社をやっていて、住宅と会社と同じ敷地にありまして、手狭になったということで、そこにL字型に面した土地を駐車場用に使いたいということで申請が出されました。別段問題ないと思われます。8番と9番、上久我における太陽光発電設備の売買による転用です。市立加蘇中学校から北西へ約5.6km、

2筆になっていますが1枚の田です。両方とも●●さんが所有しておりまして●●に売買するという事です。県道脇での土地で別段問題ないと思われます。10番と11番は上南摩における農地改良の一時転用ですが、市立上南摩小学校から北東へ約600mのところ、市立加園小学校から上南摩へ抜ける林道沿いにあります。数年前に太陽光発電への転用許可が出た所の隣の田で、林道より低いのでそこを埋め立ててかさ上げをして、ニラやキノコ類を作るという事です。周囲が山なので野生の動物等の対策が必要になってくるのかなと思いつながら見てまいりましたが、問題はないと思われます。

◎現地調査員（奈良茂男委員） 12番上石川の件は、市立石川小学校から南へ約150mのところ、使用貸借権設定による一般住宅への転用です。先に住宅地として確保してある土地の隣接ですので問題ないとみてまいりました。13番上石川の件は、市立北犬飼中学校から西へ約1.2kmのところ、売買による太陽光発電設備への転用です。現在は予定地にそばが栽培されており、そのままの土地利用ということで問題はないとみてまいりました。14番南上野町の件は、市立南小学校から南東へ約1.3kmのところ、賃借権設定による工事用仮設事務所、資材置場への一時転用です。現在は予定地の南側に太陽光発電施設が工事中でありまして、そのための資材置場や駐車場が必要とのことです。周囲の状況から見て問題はないと見てまいりました。続きまして15番から19番は隣地であるため一括して報告をしていきたいと思いつます。15番から19番は亀和田町の件で、売買による太陽光発電設備への転用です。場所は市立南押原小学校から南西へ約1.3kmのところ、西側に東武日光線が走るところの雑草地です。現在はつる等の雑草が繁茂し、ここが田んぼだったのかと思うほどの状態でした。15番は●●への売買です。16番は太陽光発電の●●への売買です。17番は不動産業●●さんへの売買です。18番は会社員●●さんへの売買です。19番は太陽光発電事業●●への売買です。いずれも周囲の状況から転用は問題無いと思いつますが、19番については既に太陽光発電施設が完全に出来上がっており、発電中とのことでしたので、始末書が必要と見てまいりました。20番藤江町の件は、市立みなみ小学校から南へ約1.4kmのところ、賃借権設定による園芸用土採取への一時転用です。周囲は園芸用土の乾燥ハウス等があり、何ら問題はないと見てまいりました。21番口栗野の件は、栗野地区共同調理場から北東へ約300mのところ、太陽光発電設備への転用です。周囲には太陽光発電施設が多数あり、予定地も遊休地となっておりまして、この施設ができることによって環境が改善されるのではないかと思いつ、問題はないと見てまいりました。22番深程の件は、清州コミュニティセンタから西へ約1.5kmのところ、賃借権設定による太陽光発電設備への転用です。ここも周囲に発電施設が多数できていまして、何ら問題はないと見てまいりました。以上で現地報告を終わります。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1・2番の析産の件は●●さんと●●さん親子の畑、計6,719㎡を東京都の●●への賃借権設定による太陽光発電設備の為の転用です。現地調査員の報告の通り問題

はありませんので、ご承認をお願いいたします。3番、栃窪の件は栃窪の●●さん、●●さん、樺山町の●●さんから武子の園芸用土採取販売業●●さんへの賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用ですが、現地の一部が舗装されているので、用土を採取する前にアスファルトをはがしてから作業を進めるということです。そういうことですので始末書提出にはなりますが、周囲の状況から見て問題はありませんので、ご承認を宜しくお願いいたします。

◎竹澤 靖委員 4番・5番を説明させていただきます。●●さんには農業を行う後継者がおりません。また、現地調査員の報告の通り何ら問題はないと思いますので、ご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎星野哲郎委員 下沢の畑の641㎡の使用貸借権設定による駐車場への転用申請です。場所は市立西小学校から北西に約3.3kmのところ、譲渡人は下沢の●●さん、譲受人は息子の●●さんです。畑の北側には●●さんのログハウスの別荘がありまして、昨年春頃より息子の●●さんが畑の東側の大芦川沿いにキャンプ場を開設して営業を始めました。オープンキャンプ場ではないため、車を停める場所が必要で、現状では駐車場が常に満杯状態で手狭になりまして、今回の駐車場への転用申請となりました。現地調査員の通り特に問題はないと思われまますので、ご承認を宜しくお願いいたします。

◎荻原俊彦委員 7番加園の件ですが、加園の●●さんから●●さんへの売買による一般住宅敷地拡張及び事業用車両回転場の為の転用です。●●さんは金属加工の仕事をしており工場が併設されておりまして、仕事の車の出入りとか、また家族が8人家族ということで車も多いので、拡張したいとのことでした。事務局の説明、現地調査員の報告のとおり問題はないと思われまますので、ご承認のほど宜しくお願いいたします。8番・9番は関連しますので一括して申し上げます。2件とも上久我の●●さんから太陽光発電事業の●●への売買による太陽光発電設備の為の転用です。場所は上久我の石裂寄栗の入り口のような山あいの場所です。●●さんも高齢で跡取りの方も戻られる予定はないということで、事務局の説明、現地調査員の報告の通り問題はないと思われまますので、ご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎奈良茂男委員 10番・11番は隣接地でありますので一括して説明したいと思います。10番は貝島町の●●さん、11番は上南摩町の●●さん、●●さん、花岡町の●●さん所有地から、栃木市の建設業●●さんへの使用貸借権設定による農地改良の一時転用です。以前に太陽光発電の転用許可が出た所に隣接した田で、南摩から加園に抜ける林道から一段下がった土地です。今回の一時転用につきましては、そこを盛り土して林道とできるだけ近い高さにするというのが目的です。今は草が繁茂している状態なので、そこを元の耕作できる状態に戻したいということです。現地調査員、事務局の説明のとおり問題はないと思われまますので、ご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎江俣伸一委員 12番上石川の件は、上石川の●●さんから宇都宮市の●●さん、●●さんへの使用貸借権設定による一般住宅への転用です。農業用倉庫の跡を利用しての住宅ですが、手狭のため農地を転用して住宅を建てたいということです。●●さんは●●さんの娘です。現地調査員の報告のとおり問題はないと思われしますので、ご承認のほど宜しく願います。13番上石川の件は、西茂呂の●●さんから東京都千代田区の●●への売買による太陽光発電設備への転用です。現地調査員の報告のとおり問題はないと思われしますので、ご承認のほど宜しく願います。

◎鈴木克男委員 14番南上野町の件は、工所用仮設事務所、資材置場及び駐車場への一時転用です。場所は現地調査員の報告の通りですが、ここの南側に8haくらいの太陽光発電設備工事が進められています。そのための一時転用の建物や資材置き場を作る。その転用を行うのが神奈川県相模原市の●●という会社です。何ら問題はないので宜しく願います。15番から19番は一括して報告したいと思います。15番については亀和田町の●●さんから東京都港区の飲食店経営●●への売買です。その他に●●さん、●●さん、●●さんからそれぞれ太陽光発電のための売買になります。15番から19番の場所は一か所にまとまっています。その一帯は既に多くの太陽光発電設備が建っていて、空いている土地も農地の体は全く無く、つるなどの雑草が生い茂っています。ただ、19番は許可を得ずにかなり前から太陽光が建てられていたのですが、とはいえそこで田を作れといっても無理なところなので、始末書付きでやむを得ないと思いました。事務局と現地調査員の報告のとおりですので、ご承認のほど宜しく願います。20番藤江町の件は、藤江町の●●さんから藤江町の●●への賃借権設定による園芸用土採取の為の一時転用です。現地調査員の報告の通り何ら問題はないと思われしますので、ご承認のほど宜しく願います。

◎神山卓也委員 21番の口栗野の件は、口栗野の●●さんから大阪府の●●への太陽光発電設備目的による売買による転用になります。事務局および現地調査員の報告のとおり何ら問題はないと思われしますので、ご承認のほど宜しく願います。

◎青木正好委員 22番深程の太陽光発電設備への賃借権設定による転用です。清州コミセンから西に約1.5km特別養護老人ホーム栗野荘の100mぐらい手前です。会社員の●●さんから●●への太陽光発電設備への転用です。隣にも太陽光が設置されておりまして、別段問題はないと思われしますのでよろしく願います。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた。

◎塩入佳子委員 3番ですが、説明の中で相続がまだなされていないという説明でしたが、相続がなされていない場合はこういう契約とかできるのでしょうか。

◎事務局（田野井主査） 所有権が確定していない状態なので誰の持ち物かということになる

のですが、今回については法定相続人全員の連名での申請ですので、その場合は貸し借り等は出来るということを県の取扱い要綱等でも確認しております。ただし、売買等の所有権移転は基本的にはできません。貸すことはできるけど、売るとかそういうことはできないということになります。

◎塩入佳子委員 もう一つよろしいですか。先ほど鈴木委員から説明があった亀和田町の件ですが、特に19番の設備は既に出来上がっていて発電もしているというので始末書付きというのですが、ペナルティーとしてはどうなのでしょう。ちょっとはみ出して小屋を建ててしまったとか、砂利を敷いてしまったとかという程度と、完成していて発電もしているというのでは大分程度が違うと思うのですが、それを同じように扱っていいのでしょうか。始末書の意味というか、始末書を書けばいいやというようになりませんか。

◎事務局（宇賀神係長） 手続きをせずに無断転用した場合は、こちらの指導といたしまして業者の方に現状を把握したうえで指導をしています。指導の内容としては、まずは当然に原状復旧ということで元のように戻していただくということになります。例外として、その場所が正規の転用手続きを取った場合に許可が出る見込みがある場合には、ただちに転用の手続きを取っていただいきちんと事業をやっていただくという2通りの指導をしています。今回のこの場所については幸いにも転用の許可が出る見込みがあるので、そういったことから原状復旧で元に戻すというような指導ではなくて、正規の手続きを取って転用の方で事業をやっていただくということで、このようになった次第です。

◎奈良部繁雄委員 業者ですからいわゆるプロですよ。農家がうっかりやってしまうのは一生に1回くらいだが、業者は何回も設備設置を繰り返すわけだから、先に作って始末書付きにすればいいと思われてしまうといけないので、事務局は申請があった時にはよく調査してやったほうがいいと思う。事務局の考えはどうか。

◎事務局（宇賀神係長） 現在そういった場合ですが、転用申請が出されている事業者については追加の申請は認めないということで対応しています。始末書で対応した業者への対応については、現在は明確な決まりがないので、追加の申請は受けないとか、ペナルティーなども検討していきたいと思えます。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めた。

◎竹澤 靖委員 10番と11番ですが、太陽光発電のところも盛り土をするような説明があったと思いますが詳しく教えてもらえますか。

◎事務局（田野井主査） 図を見ていただいて、点線が入っているところが太陽光で昨年許可をとった所です。この高さを少し上げて日照条件を良くしてソーラーパネルを置きやすく

します。昨年の申請では盛り土をする計画は含まれていなかったもので、今回事業計画を変更するというので、来月報告させていただきます。その周りも高さを合わせるということで、今回申請の斜線の部分については表土を一旦寄せて、土を搬入して高さを合わせて表土を戻すという計画になっています。

◎竹澤 靖委員 太陽光の申請者と農地改良の申請者は一緒ですか。

◎事務局（田野井主査） 申請者は違いますが、太陽光の業者と調整したうえで一緒に土盛りするという話は聞いております。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めた。

◎鈴木克男委員 14番の一時転用について先ほど自分が説明しましたが、その上でお聞きしたいことがあるのですが、今回の申請地の南側に7～8haの太陽光発電設備が整備されているが、このような件は農業委員会への報告はないのでしょうか。

◎事務局（田野井主査） お話の太陽光設備を設置している場所は農地ではなく山林のため、農地転用手続きが必要な部分はありません。今回申請の一時転用の申請書には南側の何番地に作るかは記載されていますが、そちらは農地への影響がないことから説明は省略させて頂きました。

◎鈴木克男委員 太陽光設備の方の許可は県ですか、国ですか。

◎事務局（宇賀神係長） 山林に関しては3,000㎡を超えると許可が必要になります。3,000㎡から10,000㎡までは鹿沼市の方の許可、10,000㎡を超えると栃木県の許可、いわゆる林地開発といわれる許可が必要になってきますので、そちらの手続きは業者の方で当然とっているかと思います。

◎江俣伸一委員 その土地は池ノ森の大溜につながってしまっていて、ゆるやかな傾斜があるので大雨が降ると大溜に水が流れてしまうと思います。大溜の水は農業用に使っていて、大水が出て溜池の堤体を乗り越えてしまうと災害になってしまうので、雨水対策の工事も注意してもらいたいと農業委員としては思います。

◎事務局（宇賀神係長） 雨水対策に関しては、林地開発が許可されるためには条件がありまして当然雨水の対策もとらなければならない。今回に関しては、下流の溜池に対して調整池を作って雨水対策をするという対応となっております。なお、こうした大規模な建築物・構築物になりますと、市役所の関係部署に情報の提供と照会がございますので、例えば農地が近くにある場合は農地に影響が出ないようになど、市役所内で取りまとめて指導を行っています。

す。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から22番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 農議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和4年9月9日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規の利用権設定について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書7ページをご覧ください。新規の利用権設定が2件、9筆、11,255㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番と2番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた

◎事務局（星野主査） 農政課農政係の星野です。それでは、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について」ご説明させていただきます。お手元の議案書8ページをご覧ください。まず、用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地を畜舎や農機具倉庫等の農業用の施設に変更する場合に行なわれるもので、農業に係る施設への転用を目的とするため農振除外は不要となります。ただし、農地法上の農地ではなくなるため、その土地の用途を農地から農業用施設用地へと変更する手続きが必要となります。それでは今回の案件について説明させていただきます。番号1番、亀和田町、●●さん申出の農業用施設、資材庫・青果物貯蔵施設・選果包装施設及び付帯する駐車場、便所です。面積は1筆で9,443㎡の内1,326.59㎡、場所は亀和田町地内の小倉橋から南東へ約1kmに位置し四方を田に接しています。利用予定者は●●さん本人で、現在いちご農家を営んでおります。今回、敷地内に収穫したいちごの包装作業を行うための施設を設置することを主な目的として申出に至りました。また、同敷地内には、資材庫・いちごの保冷库がある他、付帯する駐車場やトイレが設置されています。既にこれらの目的として利用されている部分があることから、始末書付きの申出となっております。農業経営の発展を図るものであること、また周辺農地に与える影響が少ないことから用途区分の変更には支障はないと思われまます。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について農政課からの説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎鈴木克男委員 1番、亀和田町の件は、ただ今農政課から詳細に説明がありました。何ら問題はないと思いますので、ご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について意見を求めたが、意見は無かったため、1番について異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時40分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和4年9月27日

議 長

署名委員

署名委員
